

〈論文〉

イングランドにおける短期議会(1640年)の開催とその審議過程 —船舶税、独占、宗教をめぐる諸議論—

須 永 隆*

The Short Parliament in 1640 and the Historical Analysis of its Proceedings: Discussions on Ship Money, Monopolies and Religion

Takashi Sunaga

Abstract

On 13 April 1640, the Short Parliament was assembled after eleven years of Charles 1's personal rule. He was forced to call the parliament for raising the money for the war against the Scots. Under the leadership of John Pym, an honest puritan, the House of Commons tried to redress perceived grievances imposed by Charles 1; ship money, monopolies and innovations in religion. But the King suddenly announced the dissolution of Parliament on 5 May. This paper analyses the proceedings of the parliament in the social and religious context of the seventeenth-Century England.

I. 問題の所在

1640年4月13日イングランドにおいて長らく途絶えていた議会が開催されることになった。過去において1628年3月の議会召集、そこでの「古来の権利」を無視した王権の恣意的政治に対する不満表明、その集約ともいえる「権利の請願」(Petition of Right) [議会の同意なき課税禁止、恣意的な逮捕投獄禁止、兵士の強制宿泊禁止、平時の民間への軍法適応禁止等] の裁可、その後、国王による議会の停会宣言(1628年6月)、国王にとっては最重要の側近初代バッキンガム公(1st Duke of Buckingham)の暗殺、翌29年1月の議会再開、同年3月10日の再度の停会決定と続き、ついに国王が親政に乗り出してから、それは11年後のことであった¹⁾ [これを「専制の11年」(Eleven Years' Tyranny)ともいう]。

この間に、1633年トマス・ウェントワース(Thomas Wentworth)はアイルランド総督(Lord Deputy of Ireland)に、ウィリアム・ロード(William Laud)はカンタベリー大主教(Archbishop

* 亜細亜大学経済学部教授

of Canterbury) となり、宗教政策ではロード体制が確立している²⁾。同年、チャールズは父のジェームズ1世が1618年に発行した『スポーツの書』(*Book of Sports*)を再発行して、宮廷とピューリタンとの関係のみならず、地域共同体内部においても亀裂を生じさせている³⁾。ピューリタンの指導者には、『スポーツの書』が労働規律や社会的服従に有害となる大饗宴(junketing)を奨励させたと考えられていた⁴⁾。

この親政期に、一般国民に直接かかわる課税面では、1634年に最初の船舶税(ship money)が賦課され国民の不満の声は高まり、1637~38年には議員のジョン・ハムデン(John Hampden)がその合法性を問題にして世論の喚起を促している⁵⁾。対スコットランドへの宗教政策では、チャールズ1世による国教会押付け政策に反発して、1638年にアレクサンダー・ヘンダーソン(Alexander Henderson)とアーチボールド・ジョンストン(Archibald Johnston)が「国民盟約」(Scottish National Covenant)を起草している⁶⁾。これにたいして1639年にはチャールズはスコットランドに新祈禱書を強制するべく軍隊の旗揚げをして戦闘態勢を整えつつあったが、同年6月にスコットランドとの間に平和協定である「ベリックの条約」(Treaty of Berwick, the Peace of Berwick or the Pacification of Berwick)を結ぶことで戦いを回避できた⁷⁾(第一次主教戦争)。

チャールズ1世は戦費を調達しスコットランド軍と戦火を交えるためにも議会を開催せざるをえなくなった。そこで1639年12月に議会への召集が告げられる⁸⁾。他方で、議会開催を告知され、地方から選出される議員たちは地元民の請願書を預かり国王と相まみえることとなった。その見通しについては国王と議員との間には大きな開きがあり、議員側においては、この議会は異国との戦争資金調達のための臨時・特別税(subsidies)の強制賦課を予期するものであり、到底譲歩できないものであった。のちに「短期議会」と称される本会議は⁹⁾、4月13日に始まり5月5日に解散されるという、異例の短さであったが、歴史的には1640年11月3日に召集される長期議会を経てやがて武力闘争へと向かう途中の重要討議の意味合いを持っている。これまでわが国では、長期議会はある程度扱われてきたが、この短期議会については十分な考察が行なわれてこなかった。

本稿では、短期議会開催前後の政治的・経済史的環境にも注意を向けながら、基本的な一次史料を利用してその審議項目を注視することにする。史料を精査すると最重要視されるべき議事項目がいくつかあり、その分析によって、やがて開始される内戦の本質にも迫ることができるだろう。

II. 基本史料の特徴

- (1) Esther S. Cope and Willson H. Coates (eds.), *Proceedings of the Short Parliament of 1640*, Camden Fourth Series, Vol, 19, Royal Historical Society, 1977 [以下では、Cope and Coates (eds.), *Proceedings* とする].

本書には編者による詳しい史料解説がある。短期議会の情報は、議事を記した日誌類、友人・親戚への私信、議会発言のメモ、不平・苦情の一覧表、議会誌の断片から得られる。本書は、短期議

会の審議内容を伝える様々な情報を編者が意図的に纏めた史料集ということができる。

史料は貴族院（Lords）と庶民院（Commons）に分けて分類されているが、まず前者の貴族院については、1640年に議会の書記であったジョン・ブラウン（John Browne）が担当した『貴族院誌』（*The Lords' Journal*）がある。ブラウンは、短期議会の書記役は初めての経験であり、省略やキーワードを用いて記載している。演説者の声が聞きとれない場合には空白にしてある。ついでノーサンプトンシャーの Boughton House の The Duke of Buccleuch and Queensberry のマニユクスリプトの中におさめられていた Edward Lord Montagu の *Journal of proceedings in the Upper House* がある。内容は簡潔な記載である。また、ノーフォーク文書館（Norfolk Record Office）に預けられていた *Bishop Warners diary of the Parliament* がある。この日誌の長所は4月13日の開催セレモニーから5月5日の解散まで全セッションをカバーしていることである。

後者の庶民院については、『庶民院誌』（*the House of Commons Journal*）がある。これは18世紀には最終版が印刷されていたらしい。ついでノーサンプトン文書館（Northampton Record Office）に所蔵されている *The Finch-Hatton Manuscripts*（Finch-Hatton Ms. 50 と Harvard Ms. Eng. 982）がある。この史料では様々な演説者の見解が記録されている。編者によれば、他の史料と比べると、とりわけ第一週の演説がよく整理されている。それからハンティンドン州文書館（Huntingdon County Record Office）に所蔵された日誌（H. R. O., M36/1）がある。これは1948年に Kimbolton Castle において Oliver St John のものと思われる祈祷書の中で発見された。短期議会の全期間でなく、4月20日の庶民院の議事から始まっている。

貴族院・庶民院に共通するものとして以下の史料が使われる。まず B. L., Harleian MS. 4931 である。この史料の記載者はピューリタンへのシンパシーがあるといわれる。ついでイギリス公文書館（Public Record Office）所蔵の *Domestic Series of State Papers* である。大部分の項目は *Calendars of State Papers, Domestic, 1639-40 and 1640* に記載されている。

- (2) Judith D. Maltby (ed.), *The Short Parliament (1640) Diary of Sir Thomas Aston*, Camden Fourth Series, Vol. 35, Royal Historical Society, 1988 [以下では、Maltby (ed.), *Diary* とする]。

本書は、チェシャー出身の議員トマス・アストン卿（Sir Thomas Aston）の日誌である。アストンは庶民院誌の編集にも関係していたが、本日誌は審議過程の演説を詳細に記している。アストンは1600年チェシャーの名家に生まれ、1628年に准男爵（baronet）となり、教育はマクセルズフィールド・グラマー・スクール（Macclesfield Grammar School）、オックスフォード大学のブレイズノーズ・カレッジ（Brasenose College）で受けている。さらにリンカーンズ・イン（Lincoln's Inn）で法律を学んだ。1627年にレスターシャーのジョン・プルトニー卿（Sir John Poulteney）の娘マクダレン（Magdalene）と結婚したが、1635年に死別、また4人の子供も成人に達する前に亡くなっている。その間にアストンは宮廷執務室（privy chamber）の侍従（gentleman）となっている。船舶税の支払いに抵抗するために宮廷での人脈を使い、それがパートナーで

あるウィリアム・ブレトン卿 (Sir William Brereton) と共に地元で名声をうる切っ掛けをつくった。興味深いことに、内戦時においては、後者のブレトンは熱烈な議会派で宗教的急進主義者 (a zealous parliamentarian and religious radical) になっているが、アストンは熱心な国王支持者で監督主義者となった。1640年11月長期議会に向けての選挙でアストンはブレトンに敗れている。しかしアストンは、請願書や印刷物を通じて、イングランド教会の監督統治と共通祈祷書の中心的擁護者として現れる。1642年にはチェシャーの王党派ジェントリとして従軍し、45年11月ブリッジノース (Bridgnorth) の戦いで負傷し捕虜となり翌年死亡した。

Ⅲ. 短期議会前史—概観—

冒頭でも触れたが、1629年チャールズ1世が議会を解散してから短期議会が開催されるまでの11年間は、チャールズの Personal Rule として知られている「国王親政時代」であった¹⁰⁾。議会内外にいる不満分子からすればとても親政とはいえないこの期間、国王は思いのままにイングランドを統治することができた。ある論者によれば、この11年間は深刻な財政上の負担はなかったし、緊急の外交上の問題も生じることなく、表面上は平和による商業の復興を経験し、それが財政的な潤いとなり、財務府 (Exchequer) の金庫を満たしたといわれる¹¹⁾。教会政治の面では、ウィリアム・ロードがカンタベリー大主教となり、チャールズの中心的な相談役となることで、ここに教会と国家の強力な支配体制が出現している。確かに、この1630年代を「平穏な時代」(halcyon days) とした後の王党派の嘆きは単なる郷愁やノスタルジアではなく、1630年代末になるまで平和・友好・一致が体制の合言葉だったのである¹²⁾。

しかし社会の内側をみると、平穏どころではなく、かなりの変化が生じていたのも事実である。各教区では、急進的なカルヴィニズムの浸透に伴い——無関心者も多数いたが——、それに共鳴する改革派グループと、それに反対し伝統的な社会秩序を堅持しようとするグループとの間で、長期にわたる摩擦が生じていた¹³⁾。とりわけイングランドのピューリタンにとっては、「チャールズの専制とウィリアム・ロードのイングランド教会での君臨の10年間は悲しい年月であった」のである¹⁴⁾。

自己の資金調達を行なうためにチャールズ1世は大きく三つのパイプを利用することができた。ひとつは、騎士強制 (Distraint of Knighthood)。これは「一定額以上の年収を産む土地の所有者および騎士采配地の保有者を強制的に騎士の身分とする制度」(『英米史辞典』研究社、201頁)で、身分を得た貴族にたいして騎士奉仕の義務を課し、また軍役代納金を要求できた。違反者には罰金を課すことが可能であり、チャールズは1630年にこの制度を復活させた。二つ目は、御料林法 (Forest Law) に基づく罰金である。これは11~12世紀に制定され「御料林内の猟獣保護」を建前とした法であるが、土地を侵害した者に多額の罰金が課せられた。この法は長らく施行されなかったがステュアート朝前期に復活した。そして三つ目が有名な「船舶税」(ship money) である。こ

れは国王にとって1630年代の最重要な資金供給源であり、1634年に発令された。元来は海軍への資金提供のために沿岸部諸州に課せられた税であったが、35年からは毎年の令状（annual writs）によりイングランド各州で徴収が命じられ、教区民の不興を買うことになる¹⁵⁾。

政治の面では「複数国家」（multiple kingdoms）の問題がある。1603年スコットランド国王ジェームズ6世がイングランド国王ジェームズ1世として即位し、イングランドとスコットランドが「同君連合」として合同した。1608年ジェームズ1世は北アイルランドのアルスター地方においてイングランド人とスコットランド人の入植を進める計画を開始し、十分に実施されなかったといわれるが、アイルランド人の土地所有者や借地人を土地から追い払うことになった。またチャールズ1世が1633年スコットランド教会（the Scottish Kirk）にイングランド教会の祈祷書を課すことを決め、後にこれを実施しようとしてスコットランド各地で反発を招くことになったのは、冒頭で触れたとおりである。

後々の展開で最もデリケートなのが宗教問題であった。ジェームズ1世の宗教政策では1604年1月のハンプトン・コート会議（Hampton Court Conference）がある。これは新政権の出発にあたりイングランド教会の状態を討議するために召集された。この会議は、ピューリタンと主教との意見を聞く円卓会議であり、ジェームズ1世は仲裁者として働き、「ピューリタンの得たものは一連のマイナーな譲歩だけだった」（*The Oxford Dictionary of the Christian Church*, p. 734.）といわれる。唯一の大きな成果は聖書の翻訳で、のちに『欽定訳聖書』（1611年）として知られるものである。チャールズ1世の治世となると、カンタベリー大主教ロードが王室の宗教政策に大きな転換をもたらす。ロードの立場は反カルヴィニズムであり、「隠れカトリック」であると広く疑われた。ロードは礼拝における sacrament と儀式を強調し、聖像・ステンドグラスを教会に復活させ、教会の東端に祭壇を置かせた。世事に聖職者と教会法廷が介入し、カルヴィニズムの予定論は背後に退けられ、救済は万人に開かれ善行によっても可能だとされた。これらの事態は、長らく教会の内部改革を求めてきたピューリタンたちに黙認できることではなかった。

経済史との関連では、1620年代から30年代にかけて「労働—余暇関係」（the labor-leisure relationship）に変化が生じていた。この時期、人びとは労働よりはむしろ余暇志向が強かったといわれ、労働規律も弱いものであった。その余暇は、様々な祝祭の中で、盗み、酩酊、暴行、性的無作法を伴うこともあったから、これを政府も取り締まろうとした。こうした環境の中で、厳格なカルヴィニストである「新人」（new men）と呼ばれる人びとが改革者として登場する¹⁶⁾。彼らはピューリタンであった。教区の中産層が主たる担い手とされるピューリタンたちは、安息日厳守主義を唱えて、日曜日に教区民がスポーツやリクリエーションに興じることを禁止しようとしたといわれる。だがここで注意しなければならないのは、彼らはスポーツやリクリエーションそれ自体を忌み嫌ったわけではないことである¹⁷⁾。ピューリタンは日曜日の労働や遊びを禁止することで、労働者にむしろ十分な休息を与えようとしただけでなく、他方で、リクリエーションやスポーツを月曜から土曜日までに行なうことを唱導し、過剰労働から勤労者を守ろうとしたのである。成功には

遠かったにしても、そこから社会全体の「労働規律」が生まれてくる。「17世紀初頭の労働改革は同時にまた余暇の改革でもあった」¹⁸⁾。

(1) 特定地域でのピューリタニズムの持続

17世紀前半の宗教史・政治史の動向を見る場合、国教会内部にいる非信従主義 (nonconformism) としてのピューリタニズムの特定地域での持続を見逃すことはできない。近年の研究によると、14～15世紀に出現するロラード派、16世紀後半から17世紀中葉のピューリタニズム、さらにより急進的な諸セクトの出現には、同一線上に近い地域的連続性が確認されている。17世紀前半の政治史が宗教運動であるピューリタニズムの動きに強く影響されていたことを考えると、この地域性を軽視するわけにはいかない。

地域性およびその類型化に関する研究の出発は、著名な農業史家ジョン・サースク (J. Thirsk) と地域史家アラン・エヴェリット (A. Everitt) の業績に負っており、現在イングランドでは、この枠組みの延長線上で地方経済史研究が進められている。すなわち、平場・穀作地帯においては多くの場合、大地主とイングランド教会の教区牧師が協力しあい統治を継続し、農民がマナ (荘園) での共同生活や直営地の貸借関係を通じて地主 (領主) に従属するタイプの村落が形成される。こうした村落は「閉鎖型村落」や「閉鎖型教区」と呼ばれるようになる。これに対して、森林・牧畜地帯や荒地・沼沢地帯においては、教区が広く、教区教会としての統率が欠けているだけでなく、マナの数も少なく、マナ自体が存在しないところもある。農民の身分としては、慣習的土地保有農よりも自由土地保有農を多く抱える場所でもあり、地味の悪い土地の低生産性を補うために、織物業や製鉄業のような何らかの農村工業が展開していた¹⁹⁾。やがてこうした村落は「開放型村落」や「開放型教区」と呼ばれるようになる。

クリストファー・ヒルは1972年初出の論文「部分史家と全体史」(Partial historians and total history) の中で「過去十年間になされた十七世紀イングランド史の宗教史に対する最も重要な貢献は、『イングランド・ウェールズ農業史 1500～1640年』という書物の形をとって現れた。……すでにエヴェリット教授はこれを後の非国教徒の歴史への多くの扉を開く鍵として用いている」²⁰⁾と書いているが、これは一部の修正主義からの反論にもかかわらず、その後の個別研究で実証性はかなり高まったといえる。

ここでは、この地域性とピューリタニズムとの相互連関について研究史を概観してみよう。イングランド東南部に位置するケントにおいては、「国王に対する政治的対立は明らかに宗教的な非国教徒 (dissent) と主教制の制限・廃止に結びついており」、のちの議会派は、アシュフォード (Ashford)、カンタベリー、ドーヴァー、メイドストーン (Maidstone)、サンドウィッチ (Sandwich) のような諸都市と克蘭ブルック (Cranbrook) を典型とするウィールドの各教区に、その中心勢力を有した²¹⁾。当時ウィールドは毛織物業や製鉄業で交易が盛んであった。また、このウィールドの諸教区は、15世紀のロラード派の叢生地でもあり、克蘭ブルックのみならずハド

ロウ（Hadlow）、タンブリッジ（Tonbridge）、ヤールディング（Yalding）、マーデン（Marden）、ブレンチリイ（Brenchley）、ステイプルハースト（Staplehurst）、ハイ・ハルデン（High Halden）、テンタデン（Tenterden）、ベネンドン（Benenden）、ロルヴァンデン（Rolvenden）、ウィッタシャム（Wittersham）、ウッチャーチ（Woodchurch）、スネイヴ（Snaue）、ニュー・ロムニイ（New Romney）、アシュフォード（Ashford）、ウィルズバラ（Willesborough）など、その他ストールド（Strood）、ロチェスタア（Rochester）、アディングトン（Addington）、ウェスト・モーリング（West Malling）、メイドストーン、イースト・サットン（East Sutton）、ハッキングトン（Hackington）、カンタベリー、ブリッジ（Bridge）においても、同派が出現している²²⁾。

ケントの南に隣接するサセックスにおいては、北部を含む東側のウィールド地帯にピューリタニズムが根づき、やがてそこが揺ぎない議会派（staunchly Parliamentarian）を形成し、対照的に、州西南部の平場耕作地帯は、カトリック的伝統が永く存続し、主たる国王派が出現する場所でもあった²³⁾。サセックス・ウィールド地帯は、16世紀中葉からハイ・ウィールド（High Weald）および東部沿岸地域において大陸からのプロテスタント主義の影響を強く受け、殉教者もそこに集中している²⁴⁾。この地域がまた製鉄業の中心地であったことはよく知られている。当州においては、短期議会が開催される頃までには、ピューリタニズムを担うジェントリの党派が東部に、ロード体制を支持するジェントリの党派が西部に、それぞれ形成されている²⁵⁾。

ケントの北に位置するエセックスはどうであろうか。エセックスにおいては北部の農村毛織物工業地帯を中心にピューリタニズムが形成される²⁶⁾。サフォークを含むエセックスの毛織物業地帯においては、経済不況を背景として、反カトリックを掲げるピューリタニズムが「自発的な宗教」という形で出現する。そこでは1620年代以降、ジェントリ以下の階層の人びとも積極的に政治参加するようになる²⁷⁾。

イングランド中部のウォリックシャー（Warwickshire）においては、アン・ヒューズ（Ann Hughes）が詳細に地帯別の分析をしている。女史によれば、州北東部に急進的なピューリタニズムが勢力を占め、南西部には伝統的な慣習を強く残す社会が存続する。「企業家的な小土地保有農と勤勉な職人を豊富に抱えた州北部は、1642年に議会派が支持を獲得した地域の典型だった」のである²⁸⁾。そこでは州の統治者であるピューリタン・ジェントリを「中産層（中間層）」（middling sort of people）が自発的に支える社会が出現する。そこは「開放型村落」が支配的な場所でもあった²⁹⁾。これに対して南部は穀作地帯であり、有核村落を中心として人間関係の緊密なマナが支配する社会である。「通常、州南部出身である伝統主義者はその所領（estates）を商業上の利益よりも社会的影響力のための基盤とみなし」³⁰⁾、ピューリタニズムが出現したとしても、穏健で従順なものとなる傾向があった³¹⁾。

グロスターシャーにおいては、デヴィッド・ロリソン（David Rollison）の研究によって明確にされたように、「当地の地域史のあらゆる主要テーマと転換——すなわちロード派、プロテスタント主義、ピューリタニズム、非国教徒、非国教主義、地方および全国的出来事の決定的な推進

力としての中産階級の勃興、そして逆説的だが執拗なモラルエコノミー運動の形でのそれへの抵抗、工業上の暴動と争い、労働組合の出現——は、農村製造業地帯に起源を有していた」のである³²⁾。

ウィルトシャー、サマーセット、ドーセット3州について明らかにしたアンダーダウンは、17世紀中葉において地域ごとの文化の形成と差異が大きな摩擦を生んだことを指摘する。同氏によれば、ウィルトシャー北部、サマーセット北部、ドーセット西部は森林牧畜地帯からなり毛織物工業地帯が盛んで、ピューリタニズムが強く検出される場所であり、これに対してウィルトシャー南部やサマーセット南部に隣接する地域は、穀作地帯でピューリタニズムの出現しにくい場所であった³³⁾。

イングランド南西部のデヴォンについてはどうだろうか。1640年以前の十数年間の状況に関してマーク・ストイル (Mark Stoye) が詳細な分析をしている。修正主義は内戦が始まる以前の地方の不満の存在を軽視する傾向にあるが、ストイルは反対に、諸不満が州内の諸地域に散在し、ある特定地域が国王に強く抵抗したことを示す。その際に抵抗の中心的な推進力は非信徒主義としてのピューリタニズムであり、これに船舶税の支払い拒否や抗議が含まれる形となっていた。内戦以前のこの宗教的急進主義の中心は、イースト・デヴォン (East Devon) の南東部とティヴァトン (Tiverton) 周辺の織物業地帯であり、そこは船舶税への頑固な抵抗も生じたところであった³⁴⁾。またノース・デヴォン (North Devon) においては、バーンスタプル (Barnstaple)、ビディフォード (Bideford)、サウス・モウルトン (South Molton)、チャムリイ (Chulmeigh)、サンフォード (Sanford)、ホウルズワーズィ (Holsworthy)、ソーンベリイ (Thornbury)、クックベリイ (Cookbury)、ブラッドフォード (Bradford) などに宗教的急進主義が現れ、特定の指導者のもとで集会が開催されている。サウス・デヴォン (South Devon) においては、プリマス (Plymouth)、ダートマス (Dartmouth)、キングズブリッジ (Kingsbridge)、トットニス (Totnes)³⁵⁾が、またセントラル・デヴォン (Central Devon) においては、クレディトン (Crediton)、モートン (Moreton) がピューリタニズムの影響を強く受けている³⁶⁾。

またデヴォンにおいてこうしたピューリタニズムの影響を強く受け、ピューリタン牧師やそのパトロンとなるピューリタン・ジェントリが活動する教区は、のちに議会派を支持する勢力となり、宗教的急進主義が議会派に移行することを確認しておくべきだろう³⁷⁾。他方で、セントラル・デヴォンの多くの教区は反ピューリタニックな要因が広く持続する。例えばタヴィストック (Tavistock)、オークハンプトン (Okehampton)、バヴィ (Bovey)、ダンフォード (Dunford)、オタリイ (Ottery)、ティーン・ヴァレー (Teign Valley) では宗教的保守主義が持続し、伝統的な祝祭をはじめとするポピュラー・カルチャーが継続的に維持される³⁸⁾。教会修繕用の資金となるチャーチ・エールも廃止されることはない。そこは伝統的な祝祭文化 (festive culture) やお祭り騒ぎ (revells) を強く残す地域であり、ピューリタニズムに対する憎悪、伝統主義への傾斜、祭りへの愛着が、後に国王支持に回る社会的背景となる³⁹⁾。セントラル・デヴォンは後々王党派の強固な教区を多く抱えた地域であるが、祝祭文化が長期にわたり存続している⁴⁰⁾。対照的に、ピューリタニズム

の影響を強く受けたノース・デヴォンにおいては、祝祭文化の消滅がある時期に劇的に生じている。チャーチ・エールは、1570年代には盛んであったが、1580～90年代に急進のプロテスタンティズムの流入を経験すると同時に、消滅する。とりわけこうした文化的対照が際立っていたのがイースト・デヴォンであり、この地域内において、北部・北東部の諸教区はピューリタニズムの影響を強く受け、反対に、中央から南西部の諸教区とくにブロードクリスト（Broadclyst）は伝統的な祝祭を持続させる。そしてこの文化的相違がのちの議会派と王党派を分ける基準にもなり、デヴィッド・アンダーダウンの命題（thesis）はデヴォンでも確証されることになる⁴¹⁾。

こうした一連の業績は、修正主義の側から「ピューリタニズムの岩床（bedrock）としばしばいわれている中産層」との関連で「ジェントリと同様に中産層も深く分裂していた」（ジョン・モリル）⁴²⁾という批判的意見と恐らく矛盾しないだろう。というのも分裂の主要因が宗教であり、特定地域において、ヴェーパーがいうような宗教思想と社会階層との「選択的親和性」が作用していたと考えられるからである。また注意すべきなのは、地域性を背景にピューリタニズムを論じるイングランド地方史の視点は、わが国でしばしば批判的に論評される経済基底還元主義や社会構成体論とも違うことである。そうではなく、イングランドにおいては、これらは権力論や共同体規制論との関連で議論されているのである。

（2）有権者としての自由土地保有農（freeholders）の増大

17世紀議会史において、経済史的側面からでは無視されがちであったが、政治面では重要な変化が生じている。それは、16世紀以来のインフレーションの増幅に伴い、投票を通じて政治参加が可能な自由土地保有農の層が拡大していることである。すなわち社会の政治的基盤が参政権を持つ自由土地保有農に強く依存するようになる⁴³⁾。彼らは、自分たちと同様の思想を有する地域名望家のジェントリが政治家として活動する際に、それを背後で支えることになる⁴⁴⁾。ヴェネチア大使は「ピューリタンが短期議会の選挙で成功したのは、一般票を支配する諸成果に負っている」と信じていた⁴⁵⁾。大使の言葉は、しばしば「勤勉な人びと」（industrious sort of people）と重なる自由土地保有農の増加を暗示している。

スチュアート朝議会史を専門とするグルエンフェルダー（John K. Gruenfelder）の研究成果によると、短期議会開催直前の3月選挙は、特定候補者への加担と派閥の選挙だったという⁴⁶⁾。とりわけ宗教問題と船舶税についての不満が選挙の争点になっている。船舶税の徴収は滞り、国王財政は崩壊寸前の状況である。ウェールズとモンマスを含む選挙233件のうち史料の残存するのは35.6%の83件であるが、そこではスチュアート朝の宗教政策、外交政策、さらに金融政策に反対姿勢を示す、所謂「地方」（country）の勢力が徐々に形成されている⁴⁷⁾。エドワード・バートン博士（Dr. Edward Burton）は「東部サセックスにおいて、ピューリタンの党派が、この州の東部の裁判に関連する治安判事の間で強力になりつつある」⁴⁸⁾と言う。彼らはロンドンを拠点とし、共通の宗教的思想すなわちピューリタニズムに結びついた改革者という形で登場する。彼らはプロヴィデンス島

会社 (the Providence Island Company) とマサチューセッツ湾会社 (the Massachusetts Company) を興し、海外植民にも関心を示している⁴⁹⁾。

グルエンフェルダーは、改革を希望する選挙戦の中で国家的問題を扱うとされた選挙33件において、そこに掲げられた主要問題を整理している。すなわち、宗教—20件、船舶税—13件、異常な課税 (impositions) —5件、毎年の議会開催—3件、独占—3件、森林問題 (forest grievances) —2件、騎士の罰金 (Knighthood fines) —1件、軍事義務—1件、その他—2件である。こうした項目ごとの件数は、宗教問題と船舶税がやがて短期議会の中心的争点となることを示している⁵⁰⁾。例えばエセックスやグロスターシャーでは、選挙活動において、ピューリタン聖職者の家族・友人的紐帯およびそれを支える自由土地保有農の政治的キャンペーンとが、改革派集団に影響を与えていた。宗教的差異の拡大、船舶税反対のキャンペーン、財政問題、1629年3月の議会解散以降の議会放棄等の要因が、それまでにない活発な選挙運動を出現させている⁵¹⁾。「驚くべきことは、改革派グループのメンバーを結びつけた目的の統一性である。……72人の候補者の内46人は続く内戦でも議会派の大義を継続して支持した。他の14人は中道として描かれうる。彼らは1644年までに国王側に組するか政治的中立を求めた。6人のみが……王党派と呼ばれ、残りの6人はどの範疇にも入らなかった。共通に抱かれた宗教的信念、類似した経済的利害、強い家族的紐帯が、改革派グループに結合力 (cohesion) と……目的意識を提供した」⁵²⁾のである。

IV. 庶民院の審議過程—索出的分析—

11年間の「国王親政」(あるいは「専制」)時代を経て議会が開催されようとしたとき、前節でも触れたように、各州において急進的なピューリタニズムの影響を強く受けて伝統的な祝祭を拒絶し、その象徴であるメイ・ポール (五月柱) を消滅させた教区と、それと対照的に、伝統的な祝祭を存続させようとした教区とが長期にわたり文化的緊張や摩擦を引き起こしていた。ヨークシャー南部の都市ドンカスター (Doncaster) では、一部では1580年代から一般信徒の間で聖書の玩読が奨励され、1610年代後半には都市の統治者が説教 (sermons) の重要性を強調するようになり、報酬まで支払い説教者 (lecturers) を雇う。そこでは、内戦に至るまでにピューリタニズムの一つの特徴である継続的な説教 (constant preaching) の伝統が確立している⁵³⁾。シュロブシャ中央に位置するシュルーズベリイ (Shrewsbury) では、1580年代から90年代にかけて、メイ・ポールや大かがり火 (bonfires) とりわけ「剪断工の木」(the Shearmen's Tree) など夏の祝祭をめぐる議論が活発化する⁵⁴⁾。強い抵抗の中で、一部の人びとは自らの教区にジュネーブ型の規律を立ち上げようとする⁵⁵⁾。日曜日の過ごし方を規定する安息日厳守主義を強く唱える者も出現する。地方都市内部における「改革」の唱道とそれに対する反感・反発、抵抗と、こうした緊張関係がおそらく40年以上にわたり増幅してきている。パトリック・コリンソン教授の言葉を使えば、「数十年におよぶ文化摩擦 (cultural conflict) の継続」である⁵⁶⁾。近年の研究成果が明らかにするように、議会開

催の背景には、各州、各都市内部において異なる原理に基づくそうした文化的軋轢があることを記憶すべきである。

さて、ここでは、短期議会の議事録を時系列的で読み込んでみたい。国王と議会との摩擦がもっとも強く現れた庶民院での審議を開催日ごとに追うことにする。あくまでも筆者の主体的判断でその後の展開に重要と思われる項目のみを扱う。

1640年4月13日（月）(Luno, 13 Aprilis, 16 Caroli Regis.) [庶民院誌による記載方法。以下も同様]

庶民院議員はウエストミンスター寺院で国王に対する忠誠と至高（allegiance and supremacy）の宣言をし、国王出席のもとで礼拝に参列する。貴族院において、国王と国璽尚書（Lord Keeper）ジョン・フィンチ卿（Lord John Finch）が両院の議員に対して演説を行なう。またフランス国王宛のスコットランド人の手紙が読み上げられる⁵⁷⁾。国王の演説は、スコットランドとの戦争が議会召集の主要な理由であることを示すものであった⁵⁸⁾。またフィンチ卿の演説は、国王の議会召集理由および審議への期待を説明する内容だった⁵⁹⁾。

4月14日（火） 休会

4月15日（水）(Mercurii, 15 Aprilis, 1640; Post meridiem.)

午後2時、貴族院・庶民院が共に会し、議長のグランヴィル（Sergent Glanville）が国王への拝謁をする。その後、議長・国璽尚書・国王の演説が続く。

4月16日（木）(Jovis, 16 Aprilis, 1640.)

コルチェスター出身の議員ハーボット・グリムソン（Harbottle Grimson）の発言で「議長、全国がエジプトの疫病の中でも最悪な蛾の幼虫（cankerwormes）と毛虫（caterpillars）を企画する昆虫の群れで溢れています」とあるのは、経済史的には日用品にまで至る「独占」の氾濫を意味しているのだろう⁶⁰⁾。ウィルトシャー出身の議員フランシス・シーモア卿（Sir Francis Seymour）は「テキスト（聖書）にでなく、時世に教義を適用し、真面目に宗教を告白するすべての人びとをピューリタンとの名の元に糾弾する悪い聖職者や無知な政治家もいますが、敬虔の装いの元で不敬を隠す多くの人びともいます。しかし、人間があまりに清くなりうると教えるのは悪魔の教義です」と語る時、不敬と敬虔との両極で動く宗教環境への不安定さを語っている。シーモア卿は続く発言においても宗教に触れているが、彼の攻撃の矛先は、「国王大権（prerogative）はあらゆる法を超えており、たとえ財産が破壊されても、臣民はそれに従属（slaves）するに過ぎないと国王に語る人びと」に向けられていた⁶¹⁾。また、カトリックの軽蔑的な呼称であるパピスツ（papists）という言葉が使用され、「宗教がパピスツによって睨みつけられています」⁶²⁾という表現は、当時の宗教問題がカトリックとの関連で意識されているのを示している。「カトリックの脅威」が後の内戦への導火線になっていることを考えると、この発言の重みも理解できる。

また「Lords of the Councill が自らの恣意で船舶税用に地方を等級付けすることがいかに不適切

なことでしょうか」という表現もある⁶³⁾。

4月17日(金)(Die Veneris, 17 Aprilis, 1640.)

ローズ(Rowse)氏の発言の中でピューリタン(puritan)という言葉の意味が語られる。すなわち同氏は「大酒飲みの口ではこの言葉は素面人間を意味し、アルミニアン(Alminian)の口では正統派の人間、バプティストの口ではプロテスタントを意味します」⁶⁴⁾と発言する。これは、現在でもしばしばそうだが、同時代においてもピューリタンの定義が各人多様であることを示している。

またモリスダンスとの関連で「牧師が主日におけるモリスダンスについての書を読むよう課せられています」という発言があり、「自分の教区民は書なしでも日曜日には遊戯することができるので、あえて書を読み上げる必要はないというのが事実であるにもかかわらず、この良心的で宗教的な牧師は、停職処分を受け、破門され、追放されています」⁶⁵⁾という表現は、明らかに『スポーツの書』を読み上げない牧師の行く末を示している。

ローズ氏はこの他に独占問題に触れている。臣民の財産(ここでは動産)が「査察」で取り上げられてしまうとの指摘のあと、「独占、プロジェクター、エジプトの毛虫などの群れと洪水」という表現で諸独占を非難し、同時に、「すべての船舶税のためにわたしたちは陛下に適切な供与ができません」という指摘も行なう⁶⁶⁾。先にも触れたが、チャールズ1世の船舶税は、1634年に沿岸州と海港に試作的に賦課されたが、翌35年からは全州に拡大された。令状を通じて金額の査定と徴収がなされており、1635年の徴収は成功を取めたけれども、39年のそれは一州といえども期待された額に達しなかった。それだけこの船舶税は国民に不人気であった⁶⁷⁾。

タヴィストック(Tavistock)選出の議員であるジョン・ピム(John Pym)は、国民の不満を3つの項目「1. 議会の自由、2. 宗教、3. 国事および財産」(1. against the liberties of Parliament, 2. In matters of Religion, 3. In affairs of state or matters of property)に分けて2時間の演説をした⁶⁸⁾。庶民院誌によれば、「3点の提出された苦情の形態。I. 議会の自由について。II. 宗教の保持について。III. 王国の人民の自由の維持について」(A Model of Grievances proposed, Three in Number: I. Against Liberty of Parliament. II. Against Preservation of Religion. III. Against Conservation of the common Liberties of the Kingdom)とある⁶⁹⁾。

庶民院の旗手ジョン・ピムは1584年生まれで、実母と継父は熱烈なカルヴァン派プロテスタントであり、本人もピューリタンであった。ここでは、政治的信念と宗教的信念とが重なりあって発言がなされているというべきである⁷⁰⁾。同時代人のトマス・メイ(議会秘書)は「真面目で宗教的な紳士でもあるピム師(Master Pym)は、ほぼ2時間にわたる長い演説で、当時コモンウェルス(Commonwealth)に重くのしかかっていたすべての不平不満の目録を朗読した」⁷¹⁾と記しているが、メイの記載もまたピムがピューリタンであったことを示している。ピムはまた、エドワード・クック(Edward Coke)の「古来の国制論」(the doctrine of the ancient constitution)の帰依者でもあり⁷²⁾、土井氏によれば、「コモン・ローによって統治された立憲君主制」を支持していた⁷³⁾。その国制が危機的状況にあるとピムに判断させたのは、ラッセルによれば、アルミニズムの増大により、

イングランドの宗教が危うくなってからである⁷⁴。

4月18日（土）（Die Sabbati, 18 Aprilis, 1640.）

この日、エセックスおよびハートフォードシアの自由土地保有農からの請願書2通とノリッジ市民からの請願書1通が提出されている⁷⁵。エセックスからの請願書を検討してみると、その内容は「教義・規律面での宗教の変更」（innovations in matters of Religion, both in doctrine and discipline）、独占・規制を通じての自由な交易の妨害、過重な船舶税となっている⁷⁶。また後者のハートフォードシアからの請願書についても、第一に、「暴力的で無分別な聖職者による宗教面での変更」（innovations in matters of religion by some violent and indiscreet clergy men）、第二に、国王のための官職保有を装う封建的土地保有者（feodaries）、復帰不動産所有者（Escheators）のあからさまな悪事、第三に、食料徴発吏（purveyors）のあからさまな悪事・侵犯、第四に、自由な交易が妨害される独占・規制・課税、第五に、船舶税の支払い、が挙げられている⁷⁷。ノリッジからの請願書については、宗教問題についての苦情で、イーリー主教マシュー・レン（Matthew Wren, 1585～1667）の査察における質問条項が多すぎることを訴えている⁷⁸。レンはイングランドのケンブリッジ大学出身の聖職者・学者であり、1625年から34年までピーターハウス（ケンブリッジ大学）の学寮長、それ以降、ヘレフォード主教（1634年）、ノリッジ主教（1635年）、イーリー主教（1638年）を歴任し、ウィリアム・ロードの片腕としてピューリタン弾圧に活躍したことで有名であり、1641年から59年までロンドン塔に収監されていた。

続いて、ノリッジの参事会員アトキンス（Atkins）は、祭壇をたてルールに拝跪せずには聖餐を受けられない等の宗教面での変更、石炭・石炭の独占、船舶税問題に触れている⁷⁹。また、ジョーンズ氏（Mr. Jones）は、庶民院の同意なしに議会を休廷することは法に反することも触れている⁸⁰。同時にその中で船舶税問題が取り上げられている⁸¹。

4月20日（月）（Die Lunae, 20 Aprilis 1640.）

主に船舶税が問題とされており、「船舶税の問題が裁定（adjudged）されるまで州知事（sheriffs）による差し押さえは停止されるべきです」との発言がヒュー・チョムリー卿（Sir Hugh Cholmley）からなされている⁸²。また前議会の解散における議長の振る舞いが問題とされており、国王に代わって議長が解散宣言をするのは国王大権の侵害であり法に反するとする議員もいて、長々と議論がなされている⁸³。

4月21日（火）（Die Martis, 21 Aprilis, 16 Car. Regis.）

ウォルト・アール卿（Sir Walt Earle）の発言。「宗教（問題）の解決には庶民院が注意するのが相応しいです。その最良の方法は委員会を立ち上げて、主教会議に委任された職権を調べることで」と述べている⁸⁴。これについてジョン・ピムやジョン・クルー（John Crew）は宗教委員会（the Committee of Religion）という言葉を使っている⁸⁵。

船舶税をめぐる議論もなされている。近隣諸国の君主たちが巨大な艦隊を準備しており、海洋の危険から国家を護るためにも船舶税は必要だと国王側の議論に対して、海を護るにはトン税・ポ

ンド税が課せられており、船舶税の必要はないとする反論が出ている。さらにこれに対して、トン税・ポンド税は通常の賦課であり、例外的なものではなく、近隣諸国の軍隊が勢力を増しており、国王の軍隊も増大する必要があり、トン税・ポンド税ではいまや十分ではないとの発言もなされている⁸⁶⁾。

4月22日(水)(Mercurii, 22 Aprilis, 16 Car. Regis.)

ピム氏の発言で「あらゆる請願が宗教の変更を面に出している。如何なる法令も、庶民院の同意(concurrence)なしで、聖職者によって作られることはない」とある⁸⁷⁾。

4月23日(木)(Jovis, 23 Aprilis, 16 Regni Regis Car.)

庶民院における委員会においてカートン(Kirton)氏は「庶民院の投票は国王と国家に仕えることです。それゆえに次の3点について貴族院と会議をもちたい。第一に、宗教、第二に、動産の所有権、第三に、議会の自由です」と述べている⁸⁸⁾。また、発言者は定かではないが、庶民院誌には「宗教についての変更を防ぐために貴族院との会議を望む」(to desire a Conference with them = the Lords) to prevent any Innovation in Matter of Religion)との記録もある⁸⁹⁾。

ラルフ・ホプトン卿(Sir Ralph Hopton)の発言。「……独占。1年間に300000ポンドの契約でワインの独占。800000ポンドの受け取りです」⁹⁰⁾。これに対して財務府長官(Treasurer)は「ローマの宗教のすべての人びとが一つになろうとしているのに、わたしたちの間に分裂があるのは不幸なことだ」⁹¹⁾と反論する。また、ピアード(Peard)氏は船舶税について以下のように発言をする。「わたしたちが(船舶税—引用者)を提供しなければならぬとしたら、提供しなければならず、これでは奴隷が復活するかもしれない。自由民(freeman)のみが提供することができるのです。わたしたちの動産の権利は船舶税によって侵害されています」⁹²⁾。

4月24日(金)(Veneris, 24 Aprilis, 1640.)

これまでと同じように船舶税・宗教・独占問題が中心となって議論されている。そしてこうした問題について貴族院と会議(conference)を持つべきだとされている。

ウォルト・アール卿により、貴族院と会議を持つべきこうした問題について、委員会案の報告がなされている。その内容は、宗教上の変更の誘引、動産の所有権、議会の自由についてである⁹³⁾。宗教問題では、『スポーツの書』を読み上げないという理由で多数の牧師が聖職を剥奪・停止されていると、ジョン・ピムから指摘されている⁹⁴⁾。

この日の議論の締めくくりは次の史料が明記している。「宗教上の苦情および他の物的な不都合に関する庶民院での議論の後、以下のような点が決まった。特別調査委員会(Select Committees)は3項目(generals)に関して貴族院と会議を持つべきである。第一項目。第一、宗教上の変更、……第二、変更に関する苦情、……第三、正当化できない命令では主教に従えないという理由で有能な牧師を苦しめ抑圧すること、第四、カトリック(popish)の教義の受け入れ、カトリック本の印刷、明らかな異議のあるカトリックの教義の維持、第五、慰めを与える牧師が自己負担での説教を制限されていること。第二項目。臣民の財産(estates)の所有権と関連する苦情。第一、パテン

トと独占、第二、船舶税、第三、しかるべき境界線を越えて森林を拡大すること、第四、軍事的負担、兵士への宿泊場所提供、第五、ウエストミンスターホール内で裁判所（Courts of Justice）の判決の履行が拒絶されていること、第六、非合法的な税と独占に同意しない人びとへの度重なる刑罰と禁固。第三項目。議会の諸特権と頻繁な議会開催の必要」⁹⁵⁾。

これと同様の内容は庶民院誌にも詳細に記されている。原文で記すと、I. Concerning Innovation in Matter of Religion., II. Concerning Propriety of Goods., III. Liberties and Privileges of Parliament. との項目で整理されており、貴族院との会議（conference）を促す準備について記録されている⁹⁶⁾。

4月25日（土）（Die Sabbati, 25 Aprilis, 16 Regnis Car.）

国王は懸案事項となっている3点——宗教、船舶税、独占——について真剣に耳を傾けた⁹⁷⁾。宗教問題ではピムが「権威なき変更」（innovations without authority）を語っている⁹⁸⁾。

4月27日（月）（Die Lunae, 27 Aprilis, 1640.）

ウォルト・アール卿が「議会の自由（the liberties of Parliament）はわれわれの伝統です」と発言している⁹⁹⁾。トマス・クック（Thomas Coke）が「教会法廷の悪弊を改革する法案」（a Bill for reformation of abuses in Ecclesiasticall Courts）について触れている¹⁰⁰⁾。国王は「3つの事柄、すなわち宗教、不動産の所有（propriety of estates）、議会の諸特権に関して、国王の気持ちと良心はイングランド国教会の側にある」と宣言する。同じく船舶税についても、国王は「それを有用しないことは全く考えにない」と宣言する¹⁰¹⁾。この日の議会でも「宗教・不動産所有権・議会特権」（Matter of Religion, Propriety of Estates and Privileges of Parliament）が繰り返されている。

4月28日（火）（Die Martis, 28 Aprilis, 16 Car. Regis, 1640.）

ジョン・ピムは、貴族院は臨時税の賦課に干渉しないこと、宗教上の変更、土地の所有権、議会の諸特権について印象深く語っている¹⁰²⁾。この日においても、前日と同様に、「宗教・不動産所有権・議会特権」（Matter of Religion, Propriety of Estates and Privileges of Parliament）が繰り返されている¹⁰³⁾。

4月29日（水）（Die Mercurii, 29 Apr. 16 Car. Regis.）

3つの会議の準備のために3人が選ばれた。すなわち動産の所有権問題—セント・ジョン（St John）氏、宗教問題—ピム氏、議会の自由—ホルボーン（Holborne）氏である¹⁰⁴⁾。宗教問題については、聖餐卓（communion table）を取り除いて、それを東の祭壇（Altar）に置いてしまうことや『娯楽の書』（the book of pastimes）を読まない牧師を召喚状なしに休職させること等が問題視されている¹⁰⁵⁾。また経済問題では、船舶税のほかに、塩・石鹼などの独占問題および「交易の制限」が取り上げられている¹⁰⁶⁾。

4月30日（木）（Die Jovis, 30 Apr. 1640.）

この日は船舶税と商工業（＝独占）の弾劾に注意が集中した¹⁰⁷⁾。トン税・ポンド税問題も取り上げられる¹⁰⁸⁾。とくに船舶税の合法性（the Legality of Ship-money）が問題にされている¹⁰⁹⁾。

5月1日（金）（Die Veneris, 1 Maii, 16 Regni Car.）

一連の発言の中で印象的にも、ジョン・ピムが『スポーツの書』に関して「われわれの牧師・副牧師たちは、聖日におけるメイ・ゲームおよび合法的な遊戯についての国王の宣言を読み上げるのを拒絶しました」と語っている¹¹⁰⁾。このほかに船舶税および臨時税、トン税・ポンド税が議論されている。

5月2日（土）（Die Sabbati, 2 Maii, 16 Regni Regis Car.）

ジョン・ピムの発言。「如何なる負荷も議会の同意なくして人民（people）に課せられるべきではない」とか、戦争については「戦争・平和をつくる権限は国王の権力にあり、戦争の大義を決めることは国王の英知と正義にあり、戦争の継続についても国王はいかなる評議も必要としてはおりません」とし、これらはすべて国王大権に属するとしている。そして、今次のスコットランドとの戦争については、「国王の言葉に基づいて庶民院が戦争に従事し危険な結果を招きました」と述べている¹¹¹⁾。

5月4日（月）（Die lunae, 4 Maii, 16 Car. Regis, 1640.）

船舶税の合法性が問われている。庶民院議長でもあったジョン・グランヴィル卿（Sir John Granville）は「貴族院・庶民院ともに船舶税を廃止すべきと宣言します」と述べている¹¹²⁾。「船舶税の合法性について投票し議論しなければならない」との意見も出ている¹¹³⁾。ロジャー・トゥイスデン（Sir Roger Twisden）は「船舶税その他が取り除かれるなら特別補助金（subsidies）を支払うことには甘んじるでしょう」と発言している¹¹⁴⁾。

宗教問題については、マイルズ・フリートウッド（Miles Fleetwood）が「わたしたちの宗教に破壊をもたらすような儀式的強要から宗教が自由になってないなら……」と宗教が儀式に変質していることに懸念を示している¹¹⁵⁾。

5月5日（火）（Die Martis, 5; Maii, 16; Regni Car.）

この日、貴族院で両院を対象に国王チャールズ1世の演説が行なわれ、国王は、臣民の多くから苦情が寄せられたが、しばしば語られたのは宗教のことであり、「宗教の純潔」（purity of religion）を守るよう注意すると述べている¹¹⁶⁾。国王は独占問題の改革、宗教と財産の保護を唱えたとされる¹¹⁷⁾。しかしこの日に国王は議会を解散した¹¹⁸⁾。庶民院誌の記録には以下のようにある。すなわち、Parliament dissolved. THE Gentleman Usher of the Upper House came from his Majesty, to require the Knights, Citizens, and Burgesses, of this House, to come up presently to his Majesty: And there, by his Majesty's Command, my Lord Keeper dissolved this present Parliament¹¹⁹⁾。

V. 短期議会の周辺事情

以上が手持ちの基本史料の精読を通じて得た短期議会の審議過程である。精緻な議事過程を再現するのは困難であるが、議事の読解から、少なくとも当時の基本的な課題が何であったのか、その

基調は浮かび上がってくる。

短期議会の開催は、長期議会開催（1640年11月3日）からやがて内戦へと向かう歴史過程を予表させるものとして重要な意味を持つ。国王側すれば、対スコットランド戦の戦費調達を求めためこの議会も、地方から選出された議員側からすれば、各選挙区から提出された請願書を携えながら、国王と対峙しなければならなかった。17世紀初期は独占や徴発における課税配分の不公正さについての不満が人びとの間に蔓延する時代でもあった¹²⁰。また宗教問題においては、ウィリアム・ロードがロンドン主教（1628～1633年）からカンタベリー大主教（1633～1645年）となり、チャールズ1世と組み独自の宗教政策を実施していた。ピューリタンにとっては、イングランド教会のローマ・カトリック化を最も警戒しており、ロード主義者とよばれる聖職者たちが教義的にはアルミニウス主義を採用し、イングランド教会にローマ的儀式を導入して「ローマ化」を推進していると考えられていた¹²¹。近年、内戦における党派対立の構図については、かつてのように経済的な利害関係に直接的な基礎を置くのではなく、宗教的立場の相違に最大の力点を置く傾向がある¹²²。したがって歴史学的にはまず、広範囲に存在する中間派の存在とともに、ピューリタニズムとロード主義の本質を仔細に検討すべきであろう。短期的・事件史要因を重視するラッセルまでもが、内戦へ至る過程で「ゆっくりと文化的分岐が拡大していくことがもっとも重要」なのであり、その際に、この分岐を生じさせた根本要因は「宗教」だったと書いている¹²³。1640年春、議会の解散で政治的緊張は高まっていくが、内戦の勃発に至るまでの政治的展開の推進力は、宗教意識の高揚であったと現在では考えられている¹²⁴。

1639年から翌年にかけて人びとの心を捉え、議員の最大の関心となる事柄は、カトリック（popery）問題、アルミニズム、財産の略奪、議会の自由への侵害等であったが、実はこうした諸項目は1629年時点においても同じく社会問題であり、決して新しい項目ではなかった。それらは、議会解散から短期議会開催までの11年間においても解決をみない、むしろ継続した問題だったのである。対スコットランドとの関係でチャールズが国教会の祈祷書を強制しようとし、そのためにさらに強制課税を行なおうとしたことは、それまでの不満の爆発を引き起こす引き金になったといえる¹²⁵。

当時のイングランド教会の「バプティスト化」あるいは「カトリック化」という現象は、教会のあり方に局限されることなく、さらに広く『スポーツの書』との関連が問われなければならない。それは、実は教区教会が農村共同体の土着のポピュラー・カルチャーと結びつき、中世以来の伝統主義的な社会経済組織を支えることを意味していたからである。ピューリタンは端的に言えば、土着の習俗の集約ともいえるメイ・ポールを嫌悪したのであり、教区レベルで意識の異なる人びとの摩擦を生じさせていたのである¹²⁶。「メイ・ポールは16・17世紀イングランド史の重要な鍵」なのであり、それは「イングランドの文化闘争の象徴的な焦点（the symbolic focus）」だったのである¹²⁷。ジェントリのみならず、ヨーマン、自由土地保有農、織元、織布工、ハズバンドメン等の一般民衆が国家や教会のあり方を考えるようになるのが、1630年代であるともいえる。議員と

して選出され国政を指揮するのは貴族やジェントリであったけれども、その背後で中産層が厚くなり、有権者として経済的利害や政治意識に目覚め、彼らの主体的な政治参加が意識されるようになるのである¹²⁸⁾。内戦の長期的要因を強調するローレンス・ストーンは、内戦の初期段階における唯一の社会学的な結論として「地方のヨーマンたち、都市と工場地域の中産諸グループには、議会側につくはっきりした傾向がある」と指摘し、これは「封建的=ブルジョワ的、雇用者=被雇用者、貧=富、上昇的=衰退的、州=教区ジェントリという両極性のどれも、1640年代初めに起こったことには、しっくりあてはまらないように思われる」¹²⁹⁾と書いた。これは「商業資本に対する産業資本の抗争」というような単なる階級史観や唯物史観ではこの時期の対立の構造を把握しえないことを示したものであり、現在では、この対立を媒介したのが主としてピューリタニズムであったことが判明している。ストーンは宮廷対地方(カントリー)の構図の中で、地方をピューリタニズムの拠点として位置づけている。「イングランドにおいては……織物製造と宗教的急進主義の間に、何らかの相互関係があった」¹³⁰⁾と記しているが、これは現段階の研究水準においても、半面の重要な事実を告げている。というのも地方全般ではなく、都市を含む農村工業地帯——その基軸は繊維製造業——を中心とする特定の地方や地域においてピューリタニズムの拡延を経験するからである¹³¹⁾。

これは、ヴェーバーの宗教社会学上の一般の言葉を使用するなら、国教会の中の急進的プロテスタントであるピューリタンが、16世紀末から特定地域において伝統主義的な祝祭や慣習と大きな摩擦を引き起こしながら迷信や呪術を排除していたことを示すものである¹³²⁾。続く内戦時において、王党派支持に回る地域では伝統的な祝祭が継続して営まれていた。また、短期議会が開催された時点において、毛織物工業地帯を中心とし、ピューリタニズムの蔓延した教区において、特定の指導者を軸とする私的集会が形成されていたことも確認できる。これはやがて宗教的セクト間の抗争につながる側面もあるが、同時にそれは、セクトの規律が整うならば¹³³⁾、良心や結社の自由という形でイングランドのデモクラシーの伝統につながることも予想できる¹³⁴⁾。言い換えるならば、農村工業地帯(都市も含む)において「自由な人格の結合体であるヴォランタリー・アソシエーション」が蛹として形成されていたのである¹³⁵⁾。しかし、1630年代においては、イングランド教会を根本的に変えるとの要求はごく少数派であり、アルミニズムに偏向した教会をエリザベス期やジェームズ期の中道的プロテスタントイズムに戻したいと望むのが主流であった¹³⁶⁾。ここ数十年来の研究において、スコットランドやアイルランドとの関係を含め事件史的に内戦を詳細に跡付ける試みがなされている。それ自体極めて手堅い貴重な分析手法である。だが、どのような手法で迫るにしても、内戦の中軸が宗教にあることを示している。

議事内容から見るかぎり、議会開催の見通しについて国王と議員との間には大きな懸隔があった。議員側においては、この議会は外国との戦争資金を捻出するための臨時・特別税(subsidies)の国王要求を意味するものであり、通例では議会はそうした要求を拒否することはしないが、本会議の審議過程では、外国との戦争の「正当性」を問題視していた。これに対して国王は、国内の反乱

を征伐しているにすぎず、したがって議会での審議など必要なしと考えていたのである¹³⁷⁾。

短期議会解散後の翌日、数名の議員が投獄されている。ジョン・ホッサム卿（Sir John Hotham）はその演説ゆえに捕えられまもなく解放、ジョン・クルー卿（Sir John Crew）はロンドン塔に送られ、長期議会の開催まで収監される¹³⁸⁾。5月11日の真夜中に500人程の暴漢がランベス・パレスのウィリアム・ロード宅を約2時間包囲し、「カンタベリー大主教がパピストになった」と叫んだという¹³⁹⁾。これはロンドンの群集内においても「カトリックの脅威」が話題にのぼっていたことを示すものである¹⁴⁰⁾。

イングランドの議会中断を聞いたスコットランド側は、既にそれまでに交易を制限され、各地で差し押さえられた船舶の影響で経済的窮地に追い込まれていたが、自己の安全を確保するためイングランドに進攻することを決める。これを知ったチャールズ1世は一艦隊をスコットランド沿海に配備し、ヨークで迎えるべく陸軍を送る。大量の弾薬がハル、ニューカッスル、ベルウィックに輸送されている。

北部へのイングランド軍の遠征において、指揮官はともかく、一般兵士はさまざまな場所でこの戦争への嫌悪（averseness）を示す¹⁴¹⁾。反抗的な態度で指揮官がパピストではないかと質問したり、指揮官が sacrament を受けるまで自分たちが現れなかったり、あるいは暴力を振るったり、殺害したり、大胆にも戦争の大義を批判する演説をしたりと、軍の規律を保つことは困難な状態にあった。

イングランド軍はスコットランド軍を待ち受けるべく、ニューカッスルから5マイルの町ニューバーン（Newburne）で陣営を張るが、8月28日、イングランド側の多くの兵士は指揮官を見捨てて逃走し、一部の騎馬隊だけがスコットランド軍と戦うことになる。この時ウィルモット（Wilmot）大佐およびカトリック教徒のジョン・ディグビー（Sir John Digby）大佐とオニール（O'Neal）大佐が捕虜となる。

スコットランド軍はダーラムに駐屯地を置いた後、ニューカッスル・アポン・タインに要塞を築く。イングランド軍は攻撃よりもベルウィックの要塞を守ることに専念する。9月20日チャールズは、イングランド全ての貴族にたいして、スコットランド軍に対峙するためヨークで参戦すると宣言を出す。この間にチャールズはスコットランド側から、国王への忠誠表現を含む請願書を受け

る。こうした事態の中で、イングランド側の約20人の諸卿は、国王の無思慮な判断ゆえにイングランドが置かれた不名誉かつ悲惨な状況を考慮して、国王への手紙を作成する。王国の惨めな状態、邪道な戦争に参戦する不運、国王の身の危険、費用の無駄使い、臣民の負担、軍隊による略奪行為、パピストや不正な宗教に影響された者による指揮、船舶税の強要、独占やパテントの氾濫、長期にわたる議会の休会による臣民の不满等が伝えられ、9月24日、国王はヨークに集合した諸卿を前に議会の開催を約束する¹⁴²⁾。

1640年11月3日に議会が再開されることになる¹⁴³⁾。10月の選挙をもって召集されたその議会

は短期議会とほぼ同じ構成員で行なわれ¹⁴⁴⁾、1653年2月のクロムウェルによる武力行使で休会するが、その議会が解散するのは1660年3月のことであった¹⁴⁵⁾。

【注】

- 1) *Journal of the House of Commons: Volume 1, 1802*, p. 932. [British History Online を利用] 今井宏『イギリス革命の政治過程』未来社、1984年、17頁。森修二『イギリス革命史研究』御茶の水書房、1978年、17頁。「権利の請願」については、Frances Helen Relf, *The Petition of Right*, Minneapolis, 1917, p. 1がチャールズ1世と庶民院との間の1628年における闘争の頂点 (the culmination of the struggle in 1628) という言葉で説明している。ジェームズ1世からジェームズ2治世までに議会開催期間については以下の文献の付録が参考になる。川村大膳『人民協約の研究』弘文堂、1962年、221-223頁。今井宏編著『イギリス史 2』山川書店、1990年、178-179、191頁。
- 2) 近年のウィリアム・ロードの思想上の解釈については、Nicholas Tyacke, Archbishop Laud [in Do., *Aspects of English Protestantism, c. 1530-1700*, Manchester University Press, 2001], pp. 203-221が参考になる。市民的自由 (良心の自由) との関連でロード体制の歴史的意味については、ピューリタン牧師のラルフ・ジョスリンが1640年春の記録で「自分は他の人たちと同じく祭壇に頭を下げることはしなかった」と書いていることが象徴的である。Alan Macfarlane (ed.), *The Diary of Ralph Josselin 1616-1683*, Oxford, 1976 (paper back, 1991), p. 8. ピューリタンの理念型的な性格描写については以下の文献を参照。J. L. Sanford, *Studies and Illustrations of the Great Rebellion*, John W. Paeker, 1858, pp. 65-102, とくに第II章 Puritanism: Religious and Social.
- 3) この宣言内容 (原文) は以下を参照。David Cressy and Lori Anne Ferrell (eds.), *Religion and Society in Early Modern England: A Sourcebook*, Routledge, 1996, pp. 145-148. L. A. Govett, *King's Book of Sports. A History of the Declarations of King James I. and King Charles I. as to the Use of lawful Sports on Sundays*, Elliot Stock, 1890, pp. 93-140. David Underdown, *Revel, Riot and Rebellion, Popular Politics and Culture in England 1603-1660*, Oxford, 1985, p. 66. 『スポーツの書』の再発行は、内部において分裂していたイングランド文化を顕在化させることとなった。そこでは背後にあるメイ・ポールやオルギー (狂騒) をめぐる文化摩擦が切迫化しているのである。Leath S. Marcus, *The Politics of Mirth*, University of Chicago Press, 1986 (paper back, 1989), pp. 106-168. Christopher Hill, *Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England*, Secker & Warburg, 1964, p. 201. 「多くの中庸な人びとは『スポーツの書』が内戦の主な原因と考えていた」との指摘に注意。サバタリアニズム (安息日厳守主義) の神学的歴史的意義については以下の文献も参照。松谷好明『イングランド・ピューリタニズム研究』聖学院大学、2007年、49-82頁。
- 4) Christopher Hill, "Parliament and People in Seventeenth-Century England," *Past and Present*, Vol. 92, 1981, p. 121.
- 5) Ann Hughes (ed.), *Seventeenth-century England: A Changing Culture*, Volume 1: Primary Sources, Open University, 1980, pp. 49-51. S. R. Gardiner, *Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, 1906, p. 112 および pp. 114-115, 121-123.
- 6) Keith Lindley, *The English Civil War and Revolution, A Sourcebook*, Routledge, 1998, p. 46, 185.
- 7) Peter Donald, *An Uncounselled King, Charles I and the Scottish Troubles, 1637-1641*, Cambridge, 1990, pp. 152-161. 浜林正夫『増補版イギリス市民革命史』未来社、1971年、89頁。清水雅夫『王冠のないイギリス国王 オリバー・クロムウェル』リーベル出版、2007年、32-33頁。ジョン・モリル、富田理恵訳

「17世紀ブリテンの革命再考」『思想』No. 964、2004年、53-54頁。「こうしたブリテンの戦争は、宗教戦争といえる。……宗派の違いが対立軸となっていて、宗派以外の事柄もすべてこの対立軸にそって分かれたということなのである」とか「火がついたのは、宗教問題であった」という指摘に注意。

- 8) E. Clarendon, *The History of the Rebellion and Civil Wars in England*, Vol. 1, Oxford, 1888, p. 172.
- 9) 「短期議会」(the Short Parliament) という呼称はエドモンド・ラドロウ (Edmund Ludlow) が既で使用しており、同時代につけられたものであることが分かる。C. H. Firth, *The Memoirs of Edmund Ludlow, Lieutenant-General of the Horse in the Army of the Commonwealth of England 1625-1672*, Oxford, 1894, Vol. 1, p. 14.
- 10) Stuart E. Prall, *The Puritan Revolution and the English Civil War*, Krieger Publishing Company, 2002, p. 11.
- 11) I. Deane Jones, *The English Revolution 1603-1714*, Heinemann, 1931, p. 27.
- 12) Derek Hirst, *England in Conflict 1603-1660*, Arnold, 1999, p. 131.
- 13) David Underdown, *Fire From Heaven Life in an English Town in the Seventeenth Century*, Fontana Press, 1993, pp. 166-196. 毛織物工業都市ドチャスターの内戦に至るまでの経過がピューリタニズムの広がりとその抵抗勢力との関連で詳細に扱われている。アンダーダウンを下敷きにした以下の論文も参照可能。小泉徹「国家・教会・民衆—宗教改革と近世イギリス社会—」[『岩波講座 世界歴史 16 主権国家と啓蒙』1999年所収]、147-170頁。Richard Dean Smith, *The Middling Sort and the Politics of Social Reform Colchester, 1570-1640*, Peter Land, 2004, p. 138. 内戦の開始以前の約20年間コルチェスターでは、道徳改革を推し進めようとするピューリタン（その中心はMiddling Sort）とそれに反対するグループとの間で論争と分裂が生じている。スミスは16世紀後半以降のこの分裂過程を丹念に位置づけている。
- 14) John Spurr, *English Puritanism 1603-1689*, Macmillan, 1998, p. 86.
- 15) Henrik Langelüddecke, “‘I finde all men & my officers all soe unwilling’: The Collection of Ship Money, 1635-1640,” *Journal of British Studies*, Vol. 46, 2007, p. 512.
- 16) Nancy L. Struna, “Labor - Leisure Relationship in Stuart England and its American Colonies,” *OAH Magazine of History*, No. 7, 1992, p. 3. [インターネットで取得した論文を利用]
- 17) James T. Dennison, Jr., *The Market Day of the Soul: The Puritan Doctrine of the Sabbath in England, 1532-177*, Soli Deo Gloria Publications, 2001 (reprint, 初版1983), pp. 174-176.
- 18) Nancy L. Struna, *op. cit.*, p. 4.
- 19) クリストファー・ヒル、小野功生訳『十七世紀イギリスの宗教と政治』法政大学出版局、1991年、121頁。今関恒夫『ピューリタニズムと近代市民社会』みすず書房、1988年、59-65頁。Patrick Collinson, *English Puritanism*, Historical Association, 1983, p. 26. Ann Hughes, *The Causes of the English Civil War*, Second Edition, Macmillan, 1998, p. 137.
- 20) Christopher Hill, *England's Turning Points: Essays on 17th Century English History*, Bookmarks, 1998, p. 102. [クリストファー・ヒル、小野功生・圓月勝博・箭川修訳『十七世紀イギリスの民衆と思想』（クリストファー・ヒル評論集Ⅲ）法政大学出版局、1998年、13頁] 但し、訳文を一部変更。
- 21) Terence Lawson and David Killingray (eds.), *An Historical Atlas of Kent*, Phillimore, 2004, p. 88.
- 22) *Ibid.*, p. 78.
- 23) Kim Leslie and Brain Short (eds.), *An Historical Atlas of Sussex*, Phillimore, 1999, p. 58.
- 24) *Ibid.*, pp. 52-53.
- 25) Anthony Fletcher, *A County Community in Peace and War: Sussex 1600-1660*, Longman, 1975, p. 243.

- 26) クリストファー・ヒル、小野功生訳 [1991年]、前掲書、123頁。
- 27) Brian Manning, *The English People and the English Revolution*, Penguin Books, 1976, pp. 190–194. John Walter, *Understanding Popular Violence in the English Revolution*, Cambridge, pp. 71, 83–84, 106–107, 132, 142–143, 174, 247–252, 262, 265, 286, 307–308, 313, 339, 345, 351. William Hunt, *The Puritan Moment, the Coming of Revolution in an English County*, Harvard University Press, 1983, pp. 124, 203, 211–212, 252, 276.
- 28) Ann Hughes, *Politics, Society and Civil War in Warwickshire, 1620–1660*, Cambridge, 1987, pp. 150–152.
- 29) *Ibid.*, p. 6.
- 30) *Ibid.*, p. 4.
- 31) *Ibid.*, p. 89. Ann Hughes, “Local History and the Origins of the Civil War” [in Richard Cust and Ann Hughes (eds.), *Conflict in Early Stuart England Studies in Religion and Politics 1603–1642*, Longman, 1989], pp. 230–232, 235, 237, 239, 241. 246. アン・ヒューズの論文は地域史から見た内戦の党派構成およびその宗教・政治的・経済的特徴に関する総括的論文である。
- 32) David Rollison, *The Local Origins of Modern Society, Gloucestershire 1500–1800*, Routledge, p. 7. 今関恒夫『バクスターとピューリタニズム——七世紀イングランドの社会と思想——』ミネルヴァ書房、2006年、79頁。
- 33) David Underdown [1985], *op. cit.*, pp. 74–82, 88–90, 104等を参照。本書は地域の文化的差異を広くかつ詳細に論じており、すでに古典的な位置を占める。今関恒夫、前掲書、80–81頁。
- 34) Mark Stoyle, *Loyalty and Locality Popular Allegiance in Devon during the English Civil War*, University of Exeter Press, 1994, p. 191.
- 35) *Ibid.*, p. 197.
- 36) *Ibid.*, p. 199.
- 37) *Ibid.*, p. 185 および pp. 196–198.
- 38) *Ibid.*, p. 214. このテーマについては以下を参照。16～17世紀におけるイングランドの文化摩擦のエッセンスが代表的な文献を基礎として整理されている。常行敏夫『市民革命前夜のイギリス社会—ピューリタニズムの社会経済史—』岩波書店、1990年、第4章「社会の分極化と民衆文化」、155–186頁。
- 39) Mark Stoyle, *op. cit.*, 221–222.
- 40) *Ibid.*, p. 224.
- 41) *Ibid.*, p. 225.
- 42) John Morrill (ed.), *Reactions to the English Civil War 1642–1649*, Macmillan, 1982, p. 113.
- 43) J. H. Plumb, “The Growth of the Electorate in England from 1600 to 1715,” *Past and Present*, No. 45, 1969, p. 91.
- 44) Derek Hirst, *The Representative of the People? Voters and Voting in England under the Early Stuarts*, Cambridge, 1975, pp. 29–64, 66, 69.
- 45) *Ibid.*, p. 68.
- 46) John K. Gruenfelder, “The Election to the Short Parliament, 1640”, [in Howard S. Reinmuth, Jr. (ed.), *Early Stuart Studies: Essays in Honor of David Harris Willson*, University of Minnesota Press, 1970], p. 180.
- 47) *Ibid.*, p. 185.
- 48) *Ibid.*, p. 212.
- 49) *Ibid.*, p. 186. 大西晴樹 [『市民革命』と『商業革命』] [岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流』彩流社、2000年所収]、134頁。
- 50) Howard S. Reinmuth, *op. cit.*, p. 219.

- 51) *Ibid.*, pp. 228–229.
- 52) John K. Grunfelder, *Influence in Early Stuart Elections 1604–1640*, Ohio State University Press, 1981, p. 191.
- 53) Patrick Collinson and John Craig (eds.), *The Reformation in English Towns 1500–1640*, Macmillan, 1998, pp. 58–60.
- 54) *Ibid.*, p. 207.
- 55) *Ibid.*, p. 215.
- 56) *Ibid.*, p. 217.
- 57) Cope and Coates (eds.), *proceedings.*, p. 49.
- 58) Maitby (ed.), *Diary*, p. 1 の注を参照。
- 59) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 294. ヨークシャーのネアズバラ (Knaresborough) 選出議員ヘンリー・スリングスピー卿 (Sir Henry Slingsby) の日記には「1640年4月13日に議会が開催されたが、不幸にもそれは僅か3週間しか続かず、国王も地方も満足させるなものをも残さなかった」とし、議会が取り上げた主要問題については「第一に宗教問題に関する苦情、第二に財産問題、第三に議会特権」であると指摘する。D. Parsons (ed.), *The Diary of Sir Henry Slingsby of Scriven, Bart.*, London, 1836. [但し本稿では文献入手の都合上、以下の史料集から引用。Keith Lindley, *op. cit.*, pp. 54–55.]
- 60) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 136.
- 61) *Ibid.*, p. 142. Conrad Russell, *The Fall of the British Monarchies 1637–1642*, Oxford, 1991, p. 105.
- 62) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 5.
- 63) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 143.
- 64) *Ibid.*, p. 147.
- 65) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 7. Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 147.
- 66) *Ibid.*, p. 148.
- 67) Henrik Langelüddecke, “‘I finde all men & my officers all soe unwilling’: The Collection of Ship Money, 1635–1640,” *Journal of British Studies*, Vol. 46, 2007, pp. 509, 514. 酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』ミネルヴァ書房、2005年、92頁、333頁。C. A. Clifford, “Ship Money in Hampshire: Collection and Collapse,” *Southern History*, Vol. 4, 1982, pp. 91–106. P. Lake, “The Collection of Ship Money in Cheshire during the Sixteen – Thirties: A Case Study of Relations between General and Local Government,” *Northern History*, Vol. XVII, 1981, pp. 44–71.
- 68) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 149. テキストについては J. P. Keynon, *Stuart Constitution 1603–1688*, 1966, pp. 183–189 も参照できる。Martyn Bennett, *The English Civil War*, Longman, 1995, p. 108. ケントの準男爵トマス・ペイトン卿 (Sir Thomas Peyton) は4月20日付けのヘンリー・オクシンデン (Henry Oxinden) への手紙の中で、ジョン・ピムが演説で触れた項目として「船舶税、森林、ナイト爵位、カトリック (recusants)、独占、教会のカトリック化」を挙げている。Drothy Gardiner (ed.), *The Oxiden Letters 1607–1642*, London, 1933, p. 163. ピムの演説の詳細な紹介は以下の文献を参照。上田惟一『ピューリタン革命史研究』関西大学出版部、1998年、142–144頁。ラッセルもいうように「ピムこそは短期議会における指導的な政治家として現れた」のである。Conrad Russell [1991], *op. cit.*, p. 101. 短期議会でのピムの活動については以下を参照。C. E. Warde, *John Pym*, London, 1912, pp. 332–333. 安藤高行「憲法闘争とピューリタン革命 (五)」『佐賀大学経済論集』第9巻第1・2・3合併号、1977年、237–240頁。
- 69) *Journal of the House of Commons: Volume 2 – 1640–1643*, 1802, pp. 4–6.

- 70) Perez Zagorin, *The English Revolution: Politics, Events, Ideas*, Ashgate, 1998, p. 135 および p. 153.
- 71) Thomas May, *The History of the Parliament of England which begin November 3, 1640*, Oxford, 1853, p. 60.
- 72) Conad Russell, "The Parliamentary Career of John Pym, 1621-9" [in Peter Clark, Alan G. R. Smith, and Nicholas Tyacke (eds.), *The English Common Wealth 1547-1640*, Leicester University Press, 1979], p. 161.
- 73) 土井美徳「コモン・ロー統治の立憲君主制の諸相(下・完) —前期スチュアート朝時代のディスクルールから—」『奥羽大学文学部紀要』第16号、2004年、11頁。
- 74) Conad Russell [1979], *op. cit.*, pp. 162-168. ラッセルによれば、国制の均衡を崩したのは、チャールズ1世とウィリアム・ロードということになる。
- 75) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 11.
- 76) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, pp. 275-276.
- 77) *Ibid.*, pp. 277-278.
- 78) *Ibid.*, p. 290.
- 79) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 13.
- 80) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 160.
- 81) *Journal of the House of Commons: Volume 2 - 1640-1643*, p. 6.
- 82) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 162.
- 83) *Ibid.*, p. 163.
- 84) Maitby (ed.), *op. cit.*, pp. 20-22.
- 85) *Ibid.*, pp. 22-23.
- 86) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 167.
- 87) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 31.
- 88) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 171.
- 89) *Journal of the House of Commons: Volume 2 - 1640-1643*, 1802, pp. 8-9.
- 90) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 37.
- 91) *Ibid.*, p. 39.
- 92) *Ibid.*, p. 40.
- 93) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 174. Maitby (ed.), *op. cit.*, pp. 49-50.
- 94) *Ibid.*, p. 54.
- 95) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 224.
- 96) *Journal of the House of Commons: Volume 2 - 1640-1643*, pp. 10-12.
- 97) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 177.
- 98) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 61.
- 99) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 178.
- 100) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 66.
- 101) *Journal of the House of Commons: Volume 2 - 1640-1643*, pp. 13-14.
- 102) Maitby (ed.), *op. cit.*, pp. 83-84.
- 103) *Journal of the House of Commons: Volume 2 - 1640-1643*, pp. 14-15.
- 104) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 87. Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 181.
- 105) *Ibid.*, p. 181. Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 87, 94.
- 106) *Ibid.*, p. 87.
- 107) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 227.

- 108) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 102.
- 109) *Journal of the House of Commons: Volume 2 – 1640–1643*, pp. 16–17.
- 110) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 112. Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 186.
- 111) *Ibid.*, p. 190.
- 112) Maitby (ed.), *op. cit.*, p. 130.
- 113) *Ibid.*, p. 141.
- 114) *Ibid.*, p. 143.
- 115) *Ibid.*, pp. 134–135.
- 116) *Ibid.*, p. 145.
- 117) Cope and Coates (eds.), *op. cit.*, p. 317.
- 118) Thomas May, *op. cit.*, p. 61.
- 119) *Journal of the House of Commons: Volume 2 – 1640–1643*, p. 19.
- 120) M. J. Braddick, *The Nerves of State: Taxation and Financing of the English State, 1558–1714*, Manchester University Press, 1996, p. 132. [M. J. ブラディック、酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、2000年、128頁] 独占問題については W. H. Price, *The English Patents of Monopoly*, Houghton, 1906, pp. 45–46 を参照。独占業者を庶民院から追放する動きは 1621 年の最初の会期で開始された。国内の独占問題が収まるのは長期議会を通じてである。
- 121) 上田惟一、前掲書、141 頁。
- 122) John Morrill (ed.), *op. cit.*, p. 15. ジョン・モリルによる「議会派の動きを産み支持する際の宗教の役割を強調してもしすぎることはない」とのコメントに注意。Derek Hirst, *England in Conflict 1603–1660*, Arnold, 1999, p. 195. ハーストも党派を生み出した推進力について「宗教の重要性が過小評価されることはあり得ない」とし、「両派における宗教戦争だった」とも記す。Norah Carlin, *The Causes of the English Civil War*, Blackwell, p. 46.
- 123) Conrad Russell, *The Causes of the English Civil War*, Oxford, 1990, p. 1, 210. 経済・財政問題は、議会における議員共通の国王への抗議なのであり、それが直接内戦の党派構成につながらないとする分析が本書でなされている。繰り返しになるが、イングランド史において宗派抗争のテーマを扱うことは強調してもしすぎることはない。宗教（国教会・非国教主義・カトリシズム）と政治・経済との関連を問うことは、イングランド史においては通例的な手法であり、むしろ中心に位置している。この点、わが国では一時期まで唯物論的視角が主流だったこともあり、宗教問題が本格的に問われることはなかった。経済史においても今後は意識した研究の充実が必要だろう。これに関する問題提起は山本通「イングランドの工業化と宗教」[梅津順一・諸田實編著『近代西欧の宗教と経済』同文館、1996年所収]、155 頁を参照。Gray Stuart De Krey, *A Fractured Society the Politics of London in the First Age of Party 1688–1715*, Oxford, 1985, p. 75. Paul Seaward, *The Restoration, 1660–1688*, Macmillan, 1991, p. 147. Tim Harris, *Politics Under the Later Stuarts Party Conflict in a Divided Society 1660–1715*, Longman, 1993, pp. 61–62, 72, 73, 82, 108–109, 119, 152–153, 180 等を参照。
- 124) John Spurr, *English Puritanism 1603–1689*, Macmillan, 1998, pp. 95–96.
- 125) Esther S. Cope, *Politics without Parliaments 1629–1640*, Allen & Unwin, 1987, pp. 219–220.
- 126) Leah S. Marcus, *op. cit.*, p. 145. 「同時代人によれば、私生児率 (bastardy rates) は祭日と結び合わさって上昇した。というもある無知の輩は森林での性的放縦 (sexial license) をメーデーの習慣の重要な要素と考えていたからである。想像するに、メーデーがとくに公共秩序を脅かすものと見なされた理由は、それを祝うという要素——つまり緑木集めに森林に向かい制御のない領域に逃避すること——を

必要とし、そこではあらゆる悪徳作法が監視当局の視界から隠されることになったからである」との指摘にも注意 (*Ibid.*, p. 152)。

- 127) Barry Reay, *Popular Cultures in England 1550-1750*, Longman 1998, p. 139.
- 128) Brian Manning, *Aristocrats, Plebeians and Revolution in England 1640-1660*, Pluto Press, 1996, p. 30.
- 129) Lawrence Stone, *The Causes of the English Revolution 1529-1642*, Routledge, 1972, p. 56. [L. ストーン、紀藤信義訳『イギリス革命の原因—1529～1642—』未来社、1978年、86頁]
- 130) *Ibid.*, pp. 146-147. [同訳書、145-146頁]
- 131) Perez Zagorin, *The Court and the Country*, Routledge, 1969, pp. 185-187. ザゴリンは、特定地域におけるピューリタニズムの支配的拡がりを指摘し、そこが歴史的には、初期ルター主義やロラズ派が出現した場所でもあったとの説明を加える。また社会階層や職業倫理との関連でもピューリタニズムを考察し、現段階の研究に照らしても、その妥当性は失われていない。
- 132) マックス・ヴェーバー、大塚久雄・生松敬三訳『宗教社会学論選』みすず書房、1972年、167-169頁。
- 133) Christopher Hill, *The World Turned Upside Down*, 1991 (初版 1972), Penguin Books, pp. 250-256. 後にバプテスト、クエーカー、ランターズなどの諸セクトが出現し、ピューリタニズムと摩擦を引き起こすが、指導者の個人主義的なカリスマ性を強く帯びた諸セクトが継続的に存続するためには、どこかの時点で規律化・組織化が必要となったのである。
- 134) このテーマに関する重要な文献は以下を参照のこと。セイバイン (George H. Sabine) 「民主主義の二つの伝統」(セイバイン、秋元ひろと訳『民主・自由・平等—政治哲学的考察—』公論社、1991年所収)、127-169頁。永岡薫編著『イギリス・デモクラシーの擁護者 A. D. リンゼイ—その人と思想—』聖学院大学、1998年、180-181頁。小さな自発的アソシエーションがイングランドのデモクラシーの基礎となるのであり、本稿で確認できるのは、そうした自発的集会在どこでも満遍にはなく、ある特定地域に出現する傾向のあることである。
- 135) 中村勝己『現代とはどういう時代か』江ノ電沿線新聞社、2005年、166頁。
- 136) David Underdown [1985], *op. cit.*, p. 129.
- 137) Conrad Russell [1991], *op. cit.*, p. 93.
- 138) Thomas May, *op. cit.*, p. 61.
- 139) Keith Lindley, *op. cit.*, pp. 43-45. J. Bliss (ed.), *The Works of the Most Reverend Father in God, William Laud*, Vol. III, 1853, pp. 234-236.
- 140) David Underdown [1985], *op. cit.*, p. 140.
- 141) Keith Lindley, *op. cit.*, p. 63. C. V. Wedgwood, *History and Hope, Essays on History and the English Civil War*, E. P. Dutton, 1946, p. 85.
- 142) Keith Lindley, *op. cit.*, pp. 65-66.
- 143) *Ibid.*, p. 69
- 144) Stuart E. Prall, *The Puritan Revolution and the English Civil War*, Krieger Publishing Company, 2002, p. 16.
- 145) John Cannon (ed.), *The Oxford Companion to British History*, (Revised Edition), Oxford, 2002, p. 593.